

大津市介護人材確保連携会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における介護人材の確保、介護現場での定着等に係る施策又は事業を検討するに当たり、関係機関等から意見を聴取するため、大津市介護人材確保連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(意見を聴取する事項)

第2条 連携会議は、次に掲げる事項についての意見の聴取を行う。

- (1) 介護人材の確保に係る施策又は事業に関する事項
- (2) 介護現場での定着等に係る施策又は事業に関する事項
- (3) その他必要と認められる事項

(構成員)

第3条 連携会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 一般社団法人滋賀県老人福祉施設協議会大津ブロックから選出された者
- (2) 一般社団法人滋賀県介護老人保健施設協会から選出された者
- (3) 大津市介護サービス事業者協議会から選出された者
- (4) 社会福祉法人大津市社会福祉協議会から選出された者
- (5) 大津商工会議所から選出された者
- (6) 大津公共職業安定所から選出された者
- (7) 滋賀県職員のうちから選出された者

(会議)

第4条 連携会議の会議（以下「会議」という。）は必要に応じ、次条の規定により庶務を担当する所属の長（以下「庶務担当所属長」という。）が招集する。

- 2 庶務担当所属長は、構成員のうちから、座長及び副座長を指名することができる。
- 3 座長は、会議の進行を行う。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、副座長が会議の進行を行う。
- 5 庶務担当所属長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 連携会議の庶務は、健康保険部長寿施設課介護人材確保対策室において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。